

昭和 61 年

# 商業統計調査結果報告書

## はじめに

商業統計調査は、統計法に基づく指定統計調査として通商産業省所管のもとに、昭和27年から実施され、全国の商店を漏れなく調査するいわば「商業の国勢調査」ともいべきものであり、商店の分布状況や販売活動など商業の実態を明らかにすることを目的としております。

ここに公表する結果報告書は、昭和61年調査（一般飲食店）の本県分を独自に集計し、若干の分析を加えて、早期に各方面の利用に供するため、国に先立って県が編集したものです。

この報告書が本県の飲食店産業の実態把握はもとより、商業の振興・流通機構の整備等行政施策上の基礎資料として、あるいは商店経営、その他各方面の研究資料として広く利用され役立つことができれば幸いと存じます。

なお、この調査の実施に当たり、格別の御協力を頂きました商店の方々や統計調査員並びに市町村の関係各位に厚く御礼申し上げますとともに今後とも一層の御協力を賜りますようお願い致します。

昭和62年4月

奈良県企画部長

西川公二

# 目 次

	ページ
調査のしくみと利用上の注意	1
調査結果の概要	3
第1表 業種別、飲食店数、従業者数、来客収容人員数、年間商品販売額	
(1) 飲食店数	3
第2表 業種別、飲食店数の増加率及び構成比	
(2) 従業者数	5
(3) 来客収容人員数	6
第3表 業種別、来客収容人員規模別飲食店数	
(4) 年間商品販売額	7
第4表 業種別、1店当たり及び従業者1人当たりの年間商品販売額	
(5) 地域別の動向	9
統計表	10
第5表 業種別、飲食店数、従業者数、年間商品販売額の推移	
第6表 市町村別、飲食店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数	
第7表 市町村別、業種別、飲食店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数	
第8表 業種別、年間商品販売額規模別、飲食店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数	
第9表 市町村別、年間商品販売額規模別、飲食店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数	
第10表 来客収容人員規模別、飲食店数(法人・個人別、本支店別)、従業者数(法人・個人別)年間商品販売額(法人・個人別)	

## 調査のしくみ及び利用上の注意

### 1 商業統計調査の目的

#### (1) 調査の目的

全国の商店を漏れなく調査して、商店数、従業者数、商品販売額等を業種別、規模別、地域別に把握し、商業活動の実態を明らかにするものである。

#### (2) 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく、指定統計として商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）による。

#### (3) 調査の期日

昭和61年10月1日現在。

#### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類I—卸売・小売業、飲食店のうち中分類59—一般飲食店（以下「飲食店」という。）に属する事業所を対象とする。

ただし、次に掲げるものは調査対象から除かれている。

- ア 飲食店のうち、主として遊興飲食させる事業所及び主としてアルコールを含む飲料を飲食させる事業所（料亭、バー、キャバレー、酒場等）。
- イ 国及び公共企業体に属するもの。
- ウ 営業の場所が一定しないもの又は固定設備がないもの。（露店、屋台、移動販売等）
- エ 出入りに入場料、許可などの制限のある事業所の中に設けられているもの。
- オ 調査期間前引き続き3ヶ月以上休業しているもの。

#### (5) 調査の単位

飲食店を営んでいる場所ごとに、その事業所を調査単位とする。したがって、同じ会社、同じ人の経営でも本店、支店ごとに調査の対象となる。

#### (6) 調査の種類

丙調査………一般飲食店

#### (7) 調査の系統

調査は、通商産業大臣——県知事——市町村長——調査員——申告義務者（飲食店）の経路で行った。

## 2 用語の説明

### (1) 一般飲食店

直ちにその場所で主として料理又はその他の食料品を飲食させる事業所及び主としてアルコールを含まない飲料を飲食させる事業所。

### (2) 従業者数

昭和61年10月1日現在で、この飲食店の業務に従事している会社、団体の有給役員、當時雇用従業者、個人事業主及び家族従業者をいう。

### (3) 年間商品販売額

昭和60年10月1日から昭和61年9月30日までの1年間に販売した有体商品の総額。

## 3 統計表上の注意

(1) 統計表中「 $x$ 」は1又は2の商店に関する数値であるため、秘密保持上秘匿したもので、秘匿された数値は合計に含めるか、最寄りの欄の( )印つきの数値に合算してある。

(2) この報告書の数値は、後日通商産業省が公表する数値と若干相違する場合がある。

一般飲食店の業種分類表

業種分類	定義
1 一般食堂	主として主食をその場所で飲食させる事業所 (日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他の東洋料理店を除く)
2 日本料理店	主として特定の日本料理(そば、すしを除く)をその場所で飲食させる事業所 (主として遊興飲食させる事業所を除く)
3 西洋料理店	主として西洋料理をその場所で飲食させる事業所
4 中華料理店、その他の東洋料理店	主として中華料理、その他の東洋料理をその場所で飲食させる事業所
5 そば・うどん店	主としてそば及びうどんをその場所で飲食させる事業所
6 すし店	主としてすしをその場所で飲食させる事業所
7 喫茶店	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料及び簡易な食事をその場所で飲食させる事業所
8 その他の一般飲食店	主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所